

発電事業者の皆様へ。三木市から大切なお知らせです。

三木市太陽光発電施設の設置に関する条例 を制定しました

令和5年4月1日から、三木市内に太陽光発電施設を設置する場合は

届出が必要になります。

1 届出の対象

- ・発電出力50kw以上、5,000㎡未満の太陽光発電施設の設置

※発電出力50キロワットとはパワーコンディショナーで50キロワットの発電出力があり、
高圧連携を行うもののことを言います。

※建築物の屋根等に設置される施設は除きます。

※「兵庫県太陽光発電施設等と地球環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）」に基づき届出を行う設置事業はこの条例に基づく届出は不要です。

2 禁止区域

- ・事業区域に下記の区域を含むことは出来ません。

砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・保安林・土砂災害特別警戒区域
農業振興地域内の農用地区域

※関係法令により許可されている場合を除く。

3 地域住民との調整

- ・事業計画の届出の前に、以下の全ての近隣関係者への説明が必要です。

- ① 事業区域の境界から10メートル以内の土地の所有権又は借地権を有する者
- ② ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ③ 地元自治会等に所属する者
- ④ 水利権者等、市長が特に必要と認める者

4 事前協議

- ・太陽光発電施設を設置する場合、三木市環境保全条例により事前協議を行う必要があります。

5 施設基準

- ・三木市太陽光発電施設の設置に関する条例の施設基準に適合すること。

○景観及び生活環境の保全に関する事項

- ・反射光への配慮
- ・隣接地への遮蔽措置
- ・色彩、材料への配慮
- ・緑地の保全 等

○事故等の防止に関する事項

- ・地盤の安定性、勾配
- ・擁壁の設置、構造
- ・法面の構造、保護
- ・排水施設の設置 等

○維持及び管理に関する事項

- ・適切な保守点検、維持管理 等

○廃止後において行う措置に関する事項

- ・廃棄までの適正な維持管理
- ・撤去時の廃棄物の処理 等

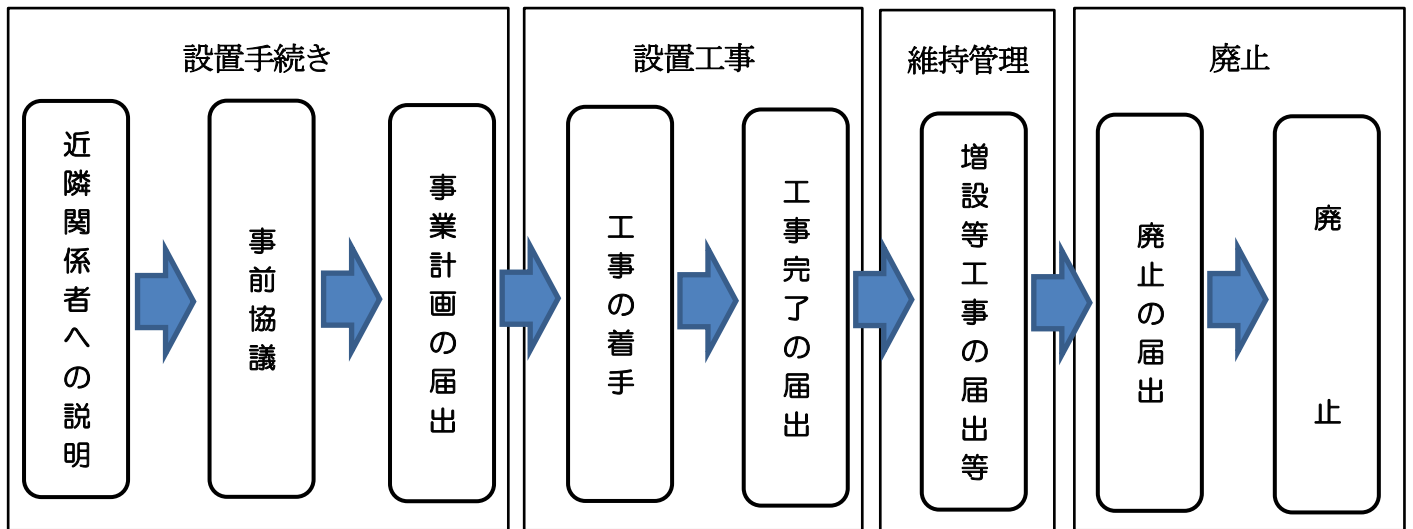
6 報告の徴収、指導又は助言

- ・条例の施行に関して必要と認める場合は、報告を求め、必要に応じて、指導等を行うことができます。

7 勧告及び公表

- ・条例の施行に関し必要な指導に正当な理由なく従わない場合は、勧告及び公表を行うことができます。このことにより、経済産業省により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法による事業計画認定（FIT 認定）が取消されることもあります。

8 手続きの標準的な流れ



9 条例で規定する義務等

	太陽光発電施設の設置・変更	維持管理等
新規施設の設置	届出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理 廃止時の届出
既存施設 (令和5年4月1日前の設置)	事業計画変更には、届出が必要な場合があります。	

よくある質問とその回答

質問	回答
既に設置されている太陽光発電施設にはどのような義務が発生しますか。	既存施設については適正な維持管理、廃棄時の届出が義務付けられます。また、 事業計画変更には届出が必要な場合があります。
条例を遵守しなかったことによって処分を受けることはありますか。	条例が遵守されなかった場合、まずは指導、助言を行い、条例を遵守するよう促します。それでも改善されなかった場合には、改善のための勧告に続き事業者名等の公表を行います。このことにより、 FIT 認定が取消しになる可能性があります。
50kw 未満の太陽光発電施設を設置する場合は、手続きは不要ですか。	50kw 未満の太陽光発電施設を設置する場合は、本条による手続きは不要です。なお、その場合でも、関係法令や国の事業計画策定ガイドライン等を遵守し、住民への説明等を行うなど、地域と共生した発電事業となるよう取り組んでください。

問合せ窓口

三木市 都市整備部 建築住宅課 指導係

TEL: 0794-82-2000 (代表)

○事業計画の際にご確認ください

1	事業区域からの雨水排水の放流先に水路等の放流先があること。 事業区域内に適切な排水設備を設けること。
2	事業区域に禁止区域が含まれていないこと。また、禁止区域以外にも埋蔵文化財等の他法令により、太陽光発電施設の設置に支障がないか調査を行ってください。
3	事業区域周辺の住宅等に太陽電池モジュールの反射光が影響を与えないか調査を行い、太陽電池モジュールの配置や色彩について計画を行ってください。
4	山林に太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域内に存在していた森林等の面積のうち、おおむね25%以上の面積の森林等を保全してください。

○関係法令（参考）

農地に関すること	農業振興地の整備に関する法律、農地法、土地改良法、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、ため池の保全に関する条例
森林に関すること	森林法
土砂災害等に関すること	砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
その他	宅地造成規制法、文化財保護法

(注) 代表的な関係法令を掲載しています。